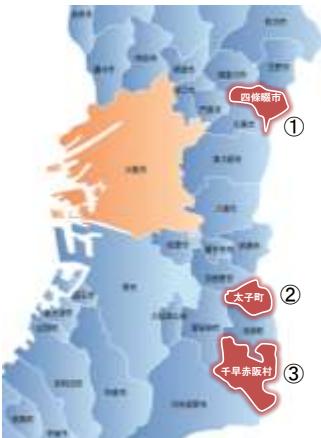


大阪広域水道企業団と四條畷市・太子町・千早赤阪村との水道事業の統合に向けての検討、協議 統合案の概要

1. 水道事業の概要と課題



(1) 給水人口（平成 24 年度）

① 四條畷市	約 57,200 人
② 太子町	約 14,100 人
③ 千早赤阪村	約 5,700 人

(2) 現状と今後の課題

- 自己水源の水量の低下や水質の悪化の恐れ
- 耐用年数を経過した老朽化施設が大幅に増加
- 給水人口の減少・更新費用の増加に伴う給水原価の上昇
- 技術職員の確保が難しい状況であり技術継承が困難
- 厳しい経営環境の中、お客さまサービスの維持が困難

2. 水需要

■ 給水人口の減少等の要因により、3団体とも将来の水需要は大きく減少する。

【40 年後（H64）の人口減少率】

四條畷市：△ 約 25% 、太子町：△ 約 30% 、千早赤阪村：△ 約 60%

3. 施設整備

■ 統合した場合は、事業費を低減できる。

40 年間の事業費の比較（平成 25~64 年度） (単位：百万円)

	① 単独経営	② 統合	事業費の低減額（②-①）
四條畷市	10,967	9,549	△ 1,418
太子町	3,953	3,675	△ 278
千早赤阪村	4,843	4,314	△ 529

① 単独経営時の事業費 : アセットマネジメントによる更新費用にダウンサイ징を考慮

② 統合時の事業費 : 上記に加え、施設の最適配置を考慮

4. 経営シミュレーション (詳細は、裏面 ※ 1 参照)

■ 統合した場合は、将来の水道料金（供給単価）の値上げを抑制できる。

水道料金（供給単価）の比較 (単位：円／m³)

	現在	単独経営		統合	
		(H25)	10 年後	40 年後	10 年後
四條畷市	173	199 (+15%)	219 (+27%)	173 (±0%)	207 (+20%)
太子町	172	177 (+3%)	246 (+43%)	172 (±0%)	230 (+34%)
千早赤阪村	191	299 (+57%)	614 (+221%)	243 (+27%)	471 (+147%)

- ・ 3団体の会計は区分し、個別の水道料金を設定
- ・ 統合する場合は、統合に伴う国の交付金を活用

5. 統合後の事業運営体制

■ お客さまサービスを維持するため、統合後も当面は3団体の現行体制を基本とする。

■ 業務の一元化や企業団の技術力・組織力の活用等により、業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時対応の充実等を図る。

6. 統合のメリット (詳細は、裏面 ※ 2 参照)

お客様サービスの維持・向上	○ 将来的には、新規サービスの導入等により利便性が向上
	○ 基幹管路の耐震化率の着実な向上が見込めるなど、将来の水道施設の安定性が向上
運営基盤の強化	○ 将来負担額の低減（事業費の低減 + 交付金の活用）による将来の水道料金（供給単価）の値上げを抑制
	○ 業務の一元化等による効率化や、企業団の持つ技術力や組織力の活用による非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等
定量的メリット	※ 3団体との統合が実現すれば、企業団が取水から家庭までの水道事業全体を担うこととなり、府域一水道への大きな推進力になる。
	※ 今回の統合においては、水道用水供給事業と水道事業の会計を区分することから、企業団ひいては企業団構成団体の水道事業の経営には影響はない。
	※ 統合する水道事業同士の会計についても、統合時は区分し、将来、料金等への影響がないと認められる状況になれば順次、統合していくことから、統合する水道事業の経営にも影響はない。
定性的メリット	※ 3団体との統合が実現すれば、企業団が取水から家庭までの水道事業全体を担うこととなり、府域一水道への大きな推進力になる。
	※ 今回の統合においては、水道用水供給事業と水道事業の会計を区分することから、企業団ひいては企業団構成団体の水道事業の経営には影響はない。

7. 統合を促進するための制度の創設 (詳細は、裏面 ※ 3 参照)

■ 企業団と市町村との統合促進及び府域一水道の実現に向け、新たに以下の制度を設ける。

1	交付金（運営基盤強化等事業）の活用	○ 交付金（運営基盤強化等事業）は、統合する市町村の水道事業に優先的に活用
2	統合する市町村に対する企業団の独自支援策	○ 交付金（運営基盤強化等事業）の残額は、企業団が活用したうえで、その活用額に見合う範囲で統合する市町村の水道事業を支援（支援方策は今後検討）
3	企業団（用水供給事業）用地の活用	○ 統合する市町村の水道施設の設置にあたっては、企業団（用水供給事業）の用地を無償で使用可能

8. 企業団と統合する際の 42 市町村共通の条件 (詳細は、裏面 ※ 4 参照)

■ 大阪市との統合協議で確定した4つの条件（資産、技能職員、外郭団体、土地の利活用）に加え、今回、新たに4つの条件（会計、施設整備水準、経営状況、下水道事業）を追加する。

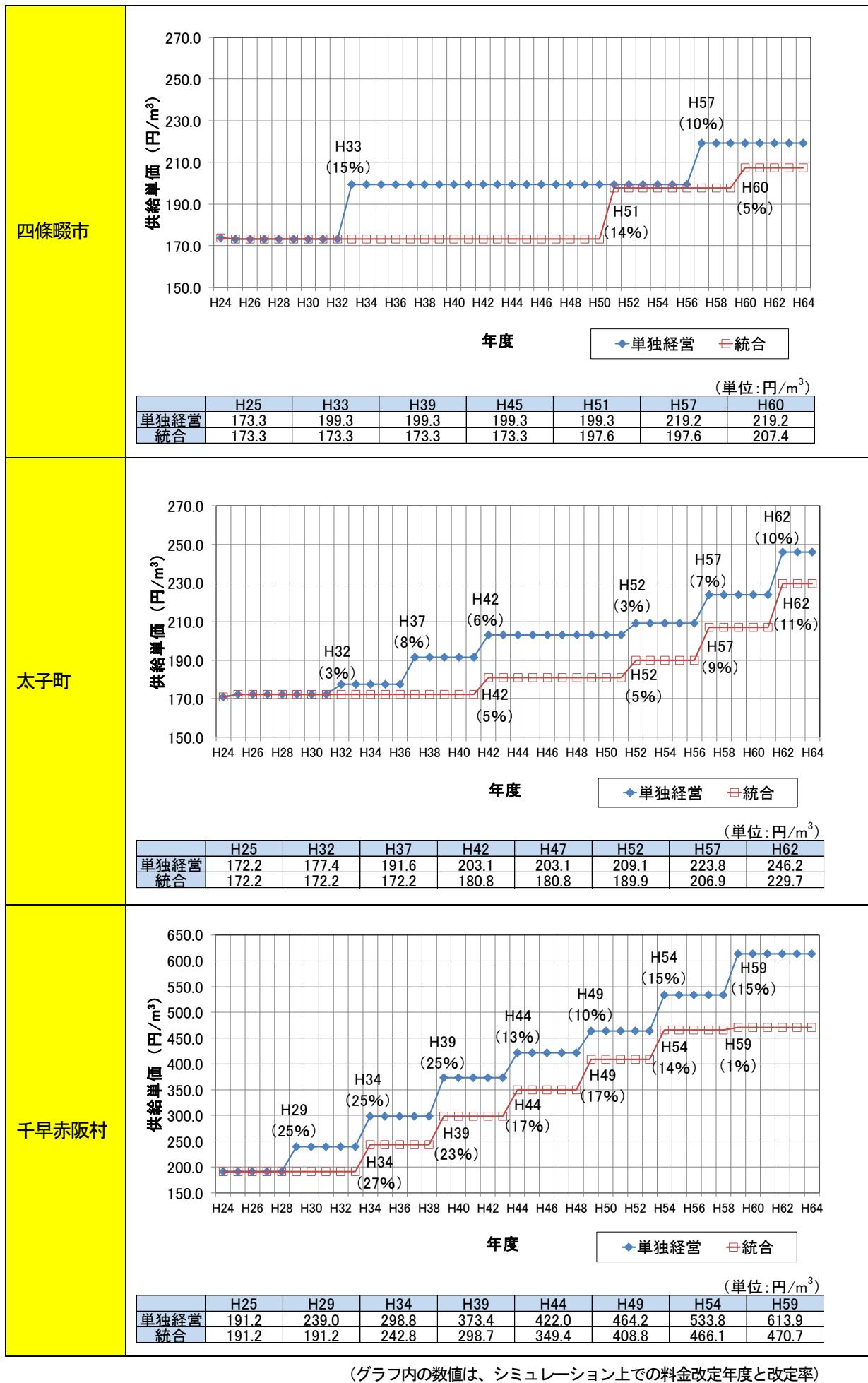
9. 企業団規約の改正

■ 3団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に「水道事業の経営」を追加するとともに企業団議会議員の定数を 30 人から 33 人に変更する。

10. 今後のスケジュール（予定）

平成 27 年度	(7月)	(統合素案等を首長会議で審議。統合案をまとめる)
	(9月)	(3団体の議会において、統合に関する議案（規約改正案）を審議)
	12月	他の構成団体の議会において、統合に関する議案（規約改正案）を審議
	1月	統合に係る協定書の締結（3団体と企業団）
平成 28 年度	3月	大阪府議会において、大阪府広域の水道整備計画の改定について審議
	4月～2月	統合準備（事業認可取得、給水条例案策定、人事、予算の調整等） 企業団議会において、給水条例案及び予算案を審議
平成 29 年度	4月～	事業開始

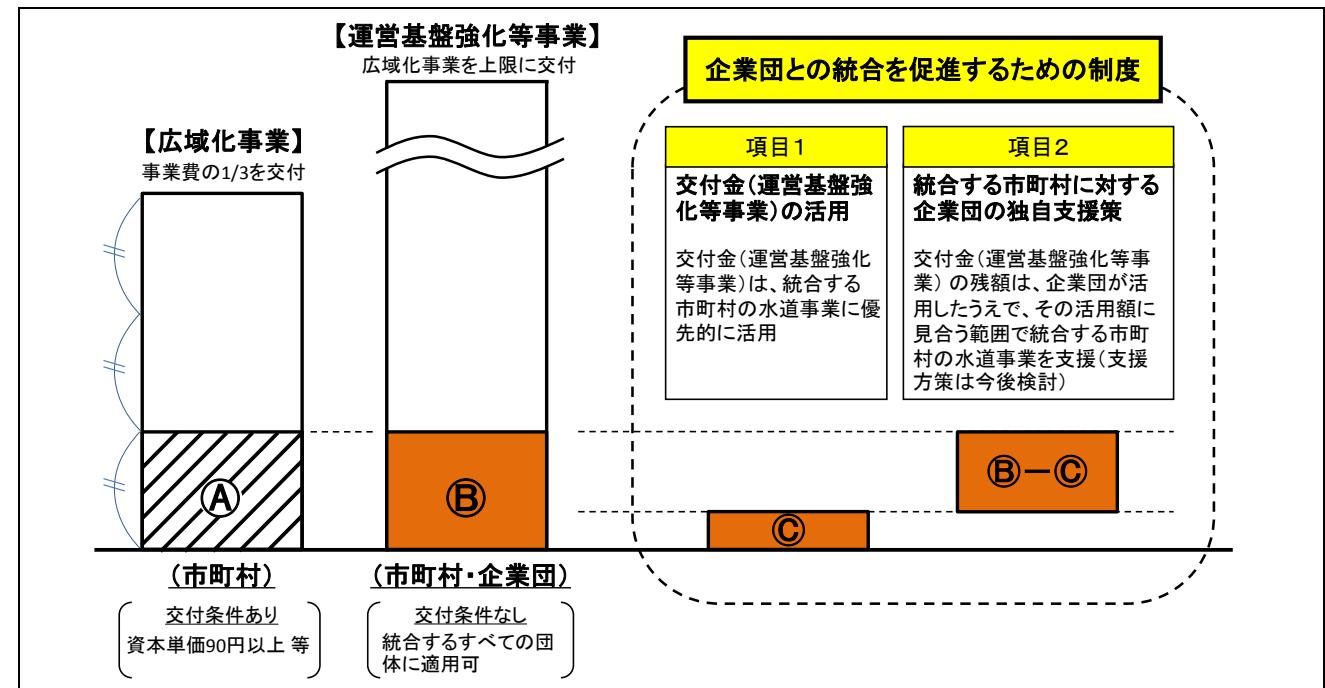
※1 経営シミュレーション結果



※2 将来負担額の低減 (40年間)

	① 事業費の低減額	② 交付金の活用額	将来負担の低減額 (①+②)
四條畷市	1,418	857	2,275
太子町	278	329	607
千早赤阪村	529	440	969

※3 統合を促進するための制度



※4 企業団と統合する際の42市町村共通の条件

項目	条件	
確定分	資産	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の水道事業に係る資産は、負債もあわせて企業団が無償で承継する。 自己水源については、市町村の意見を尊重する。
	技能職員	<ul style="list-style-type: none"> 企業団は、技能職員は持たない。
	外郭団体	<ul style="list-style-type: none"> 企業団は、外郭団体は持たない。 水道事業で使用しないという判断及びその土地の売却については、市町村と十分協議した上、企業団が行う。 跡地利用に係る計画立案のイニシアティブは、企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。
追加分	土地の利活用	<ul style="list-style-type: none"> 用供会計と末端給水事業会計 末端給水事業会計同士
	会計	<ul style="list-style-type: none"> 府域一水道の実現まで、会計を区分する。 会計統合しても料金等への大きな影響がないと認められる場合は、会計を統合する。
	施設整備水準	<ul style="list-style-type: none"> 将来に亘って事業を継続、持続できるようにアセットマネジメントに基づいた「施設整備計画」の妥当性を個別に判断。妥当と認められれば統合可とする。 次の内容が盛り込まれた「経営計画」の妥当性を個別に判断。妥当と認められれば統合可とする。 <ul style="list-style-type: none"> 収益的収支、運転資金、起債残高、一般会計繰入金などの状況が示されていること。 累積赤字が解消されていない場合は、一定期間内に累積赤字を解消できる方策が示されていること。 「施設整備計画」を達成することを前提とした内容のものであること。
経営状況	下水道事業	<ul style="list-style-type: none"> 企業団は、下水道事業を引き継がない。